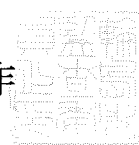


輪島市監査公表第 9 号

輪島市長より、平成23年10月31日付け発輪監査第141号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年2月24日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





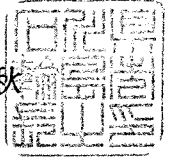
発 環 第 3 1 5 号

平成 2 4 年 2 月 2 1 日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

平成23年10月20日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①火葬場使用料の滞納について</p> <p>毎年滞納が課題となっている。</p> <p>電話や訪問等の対応をされているとの事であるが、平成22年度に於いても未納額が発生している。制度上の改善や支払い方法の改善等を検討し、再発防止のため知恵を絞っていただきたい。</p>	<p>使用料の支払い方法の改善について、前払等の方法も考えられるが、整理しないといけない問題が多数あることから、県内の状況等を含め、慎重に検討をしていきます。</p> <p>当分は、現行の早期催促、訪問を強化・実施します。</p> <p>(平成22年度滞納分は収入済みです。)</p>	<p>措置方針等</p>